

令和4年4月4日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和4年2月28日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和4年2月28日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
・地域住民 ・当町地域包括支援センター
・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
(当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. その他（千葉県：安全に配慮した面会室の整備事業）
4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	13	1	2	1	17
増減	-1			1	0

2月初旬、茂原市を保険者とする1名が入居。

2月下旬、当町を保険者とする入居者1名の死亡による退去。

②要介護度等

前回当会議開催時とほぼ変化はない。これまでは、例えば新型コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にもなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながるとは考えていなかった。しかし、現状が既に常態化、長期化しており、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかと懸念が深まる。外出制限、事実上の禁足状態は、感染症流行前の生活様式を困難にしており、ADLの維持、QOLの向上を図る施策が限られ、易感染状態にあることを前提とした外出をとともなう日常生活様式の再構築が課題であるが、決め手を欠いている。

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 2月28日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ② 1月29日、職員1名のCOVID-19の感染があり、当社WEBサイトにて告知のとおり、当ホーム、当ホーム僚施設ゆうなぎ白子においても、同様に2月13日まで面会謝絶。僚施設ゆうなぎ白子においても面会謝絶としたのは、事務部門の役職員が両施設を相互に往来していることから。なお、この間は、事務部門の役職員においても、相互往来を禁止した。
- ③ 2月8日、僚施設、ゆうなぎ白子においてCOVID-19の感染があり、当社WEBサイトにて告知のとおり、僚施設ゆうなぎ白子、当ホームにおいても2月22日まで面会謝絶。理由は上記②のとおり。
- ④ 3回目のワクチン接種は3月初旬に完了の予定。僚施設、ゆうなぎ白子も同様。
- ⑤ 7月、8月、千葉県が当ホームで、職員を対象とするPCR検査を実施した。検査日において陽性の者はなかった。なお、ダブルワーク等で重複することとなる数人の職員は受検しなかったが、いずれも陽性の報告は受けていない。※当社当ホーム僚施設たる、ゆうなぎ白子に所属する職員においては全員が受検し、同様、陽性の者はなかった。PCR検査はあくまで検査当日、受検した時点における陽性か陰性かを判断するものであって、感染拡大防止に絶対の効果があるものではないが、継続した検査の実施を引き続き要望していく。
- ⑥ 当社、当ホーム、僚施設ゆうなぎ白子、ともに、役職員に一斉のPCR検査を定期的実施している。入居者については、外出制限、事実上の禁足状態に置かれ、入居者の感染はすなわち役職員からの感染である。したがって、役職員全員にいわば当社独自のスクリーニング検査を実施し、仮に役職員の何れかが感染したとしても、具体的かつ著名な自覚症状や他覚症状が出現する前にそれを見つけたし、結果、入居者への感染を予防したいとするものである。
- ⑦ 当社としては、次のとおりに見解を述べ、また、社内の議論等を伝えたい。

【当社の見解】

- ⑧ 新型コロナウイルス感染症流行については、もはや、新たな亜種による数次にわたる流行を繰り返しており、オミクロン株が亜種、新たな株に置き換わるのは時間の問題。
- ⑨ 無症状の感染が顕著な問題。特に児童、学生、生徒の子弟を有する家庭において、子弟らが傾向として感染しても無症状、軽症であること多いとされ、知らずに家庭内感染を経て、当ホームに持ち込まれる潜在的な危険が顕著。当ホームとしては、依然としてこれまで採用してきた感染予防策を講じるほかなく、事態を悲観的にとらえている。
- ⑩ 面会謝絶などの対外的なことについては、5頁上段のとおり、継続して実施する。

【社内における議論等】

- ⑪ 諸外国の感染爆発は、我が国の感染爆発の前触れに過ぎず、今後、流行の状況いかんによっては、面会制限の緩和を検討したいとしていたが、困難。
- ⑫ 既にオミクロン株から新たな亜種の出現が報道により聞き及んでいる。感染力が強いとのことであるが、置き換わるのは時間の問題。引き続き面会制限、外出制限等で乗り切るほかないのではないか。
- ⑬ 明らかに死者の数は減ってきている。3回目のワクチン接種を受けた場合に限り、その接種証明書の提示を受けて面会制限の緩和を検討すべき。
- ⑭ これまで同様、当社の面会謝絶に関する事柄の継続（現在も進行中）。新型コロナウイルス感染症の服用薬が一般化して、これに広く効果が見られるとならなければ、この件継続。
- ⑮ 面会に関しては、事前に入居者の家族・親族、関係者の把握は容易であるから、ワクチン接種の有無をあらかじめ尋ね、そのうえで、面会の是非を決することにすればよいというもの。
- ⑯ 面会については、現実的な面会のみならず、LINEのビデオ電話やZoomによる面会は既に行っているので、多様な面会があることを繰り返し周知していけばいいというもの。

【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にともなう面会謝絶を発して以降、継続中（詳細は前回までの資料、当社WEBサイトを参照）。

面会謝絶に関する事柄

1. 原則面会謝絶
2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
4. 面会時における湯茶、菓子等の供应を停止
5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

3. その他

①面会室の整備

1. 千葉県の補助事業において、新型コロナウイルス感染症流行下における、安全に配慮した面会室の整備事業に応募し、これが採択。
2. 1月17日、当町健康福祉課の立会いにおいて指名競争入札の開札の結果、株式会社千葉測器が落札。
3. 3月15日を期限として完成の予定。
4. 完成の際には、臨時の当会議を開催し、完成披露と面会室の整備事業の説明を実施する予定（現実には、完成資料を作成し配布に代える）

②外部評価の実施

1月26日（水）、外部評価の一環で、調査員2名が当ホームを訪問調査。評価結果についてはまとめ次第、この会議で公表し、あわせて、当社WEBサイトを通じて閲覧の用に供する。

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、新年度の第1回は4月25日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先

事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話 0475-36-5711